

## 平成 14 年度 温室効果ガス排出量算定方法検討会（第 3 回） 議事概要(案)

日 時 平成 14 年 11 月 25 日（月） 10:00～12:00  
 場 所 環境省 第 1 会議室  
 出席者 茅座長、畔津委員、板橋委員、大島委員、永田委員、西岡委員、平田委員、森口委員  
 宮沢委員（代理出席）  
 【事務局】岡澤地球環境局長、内藤調整官、清水課長、山本課長補佐、瀧口課長補佐、  
 坂口専門官、清丸係員、国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス、  
 数理計画、野村総研、U F J 総研

### 1. 開会

坂口専門官

- ・ 只今より、平成 14 年度第 3 回温室効果ガス排出量算定方法検討会を開会する。
- ・ 始めに、岡澤地球環境局長よりご挨拶をさせていただきます。

岡澤地球環境局長

- ・ 平素より温暖化対策の推進にご協力を賜り、感謝の意を申し上げます。
- ・ 京都議定書の発効は、相変わらずロシアの批准手続きを待っている状況であり、もう少し時間を要する。また、先般の COP8 会合では、先進国と途上国の考え方のギャップが鮮明に現れ、先進国の中では議定書批准国とアメリカの溝が非常に大きく、気候変動問題をめぐる国際社会の動向は依然厳しい状況にある。ただ、来年中に議定書は発効する見通しであり、約束を達成するための行動が必要となる。
- ・ 議定書の発効に向けて、本年 5 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正を行った。同法には「政府及び地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス排出量の算定方法」が施行令として定められているが、従来から、この算定方法は我が国の温室効果ガス総排出量の算定にも適用されてきた。しかし、今回の法改正によって我が国の総排出量は別途算定することになり、政令による算定対象は政府及び地方公共団体の事務及び事業に係る排出量に限定するように変更された。本検討会では、施行令の改正に伴う政府及び地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス排出量の算定方法の見直しについて、専門的な立場から先生方の忌憚のないご意見を頂きたい。

坂口専門官

- ・ 前回の検討会以降、清水温暖化対策課長が新たに着任したので紹介する。
- ・ 本日は、東京大学の山地委員と横浜国立大学の浦野委員が欠席される。また、東京都の梶原委員が欠席され、宮沢環境局総務部企画課課長補佐が代理として出席される。

清丸係員：配布資料の確認

### 2. (1) 地球温暖化対策推進法施行令に定める温室効果ガス総排出量算定方法の見直しについて

坂口専門官：資料 1-1 に基づき説明

- ・ 温室効果ガス総排出量の算定には、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「法」）の第 2 条第 5 項の規定により、同法施行令（以下、「施行令」）第 3 条の算定方法が用いられている。現在、この算定方法は、毎年 UNFCCC 事務局にインベントリとして報告する我が国全体の温室効果ガス排出量を算定する場合、政府及び地方公共団体が排出量を削減するための実行計画策定に関連して、自らの事務及び事業からの温室効果ガス排出量を算定する場合、という主要な 2 つの用途に用いられることになっている。ただし、同法は本年 5 月に改正が行われ、については同施行令ではなく、IPCC ガイドラインに基づいて別途算定することになった。この結果、施行令第 3 条の算定方法が適用されるのは、主として に限られることになった。ちなみに、改正法が施行されるのは議定書の発効日である。
- ・ 改正法に基づいて政府及び地方公共団体に関する排出量の算定を行う場合、現行の施行令のままでは国内全ての排出源について網羅的に算定区分が定められているため、法の委任範囲を越えてしまうことになる。

このため、第3条の算定区分は、政府及び地方公共団体の事務・事業を中心に排出量の算定に用いる可能性のある項目に限定し、その他の項目については明示しない方針としたい。

- ・ 現行の施行令は平成11年4月に制定されたが、それ以降、インベントリを数回作成している。インベントリは毎年改善を行っているため、最新の知見に基づいて一部算定区分の追加を行っている。今回の施行令の改正にあたっては、インベントリとの整合を図るため、現行施行令制定後3年間にインベントリに追加された区分のうち、政府及び地方公共団体で活動実績がある算定区分を新たに追加することを考えている。
- ・ 現行施行令では、燃料の使用に係る排出量を、固有単位あたりの燃料使用量に固有単位あたりのCO<sub>2</sub>排出係数を乗ずることによって算出することになっている。一方、インベントリではIPCCガイドラインに基づいて、固有単位あたりの燃料使用量に固有単位あたりの発熱量を乗ずることによってジュール単位とし、さらに炭素排出係数を乗ずることによって炭素重量とし、最後に44/12を乗じてCO<sub>2</sub>排出量へ変換している。これは、同じ燃料種の場合、発熱量あたりのCO<sub>2</sub>排出量は比較的安定しているのに対し、固有単位あたりの発熱量にはバラツキがあることを考慮するためである。現行施行令の算定方法では、同じ燃料種であっても、単位発熱量の大きいものに転換し、固有単位で燃料使用量を減少させれば、計算上CO<sub>2</sub>排出量を過少に見積もることが可能となってしまう。したがって、今回改正する施行令では、IPCC方式の算定方法を用いることにしたい。
- ・ 現在、排出係数は、施行令第3条第1項各号の規定により、毎年、年度別に政令で定めるとされている。これは、インベントリを施行令で作成することを想定していたためである。しかし、今回の改正によってインベントリ作成が目的から外れたために、政府及び地方公共団体の事務・事業に関する排出量を単に求めるだけであれば、過去に遡って係数を変える必要がなくなった。したがって、今回の施行令改正に伴って、最新の排出係数を区分毎に求め、その値を固定したい。仮に排出係数等が新たに変更される場合は、その部分だけを改正したいと考えている。ちなみに、今回の改正では、本年提出したインベントリにおいて用いられた排出係数及び標準発熱量を係数として用いたいと考えている。
- ・ 今回の算定区分については、政府及び地方公共団体において活動実績があるものに限定し、それ以外は削除する方針である。しかし、削除した区分について何らかの活動が今後発生した場合は、当該活動による排出量を把握する必要がある。そこで、新たな区分における排出量については、実測やその他適切な方法によって把握し追加できる規定を設けたいと考えている。ただし、これだけでは実際の算定が困難なことから、施行令の他に自治体向けの算定方法マニュアルを作成し、バスケットクローズの考え方を詳細に説明することとする。

#### 坂口専門官：資料1-2に基づき説明

- ・ CO<sub>2</sub>排出量は温室効果ガス排出量の大半を占めているが、なかでも特に多いのが「一号イ：燃料の使用に伴う排出」である。この区分には多くの燃料種が規定されているが、政府及び地方公共団体で実際に用いられているのは一般炭・ガソリン・ジェット燃料油・灯油・軽油・重油・LPG・LNG・都市ガスであり、これ以外の燃料種は削除する方針である。ここで、ヒアリング結果からB重油が自治体に使用されていることが明らかになったため、区分として残すこととし、資料を訂正させていただく。
- ・ 「一号ロ：他人から供給された電気の使用に伴う排出」及び「一号ハ：他人から供給された熱の使用に伴う排出」については、現行の施行令通りとする。
- ・ 「一号ニ」～「一号ヘ」について、セメント・生石灰・アンモニア等の製造は自治体では行われていないため、これらの区分を削除する。また、「一号ト」は算定方法が定まっておらず、インベントリでもここ数年は算定を行っていないため、削除する。
- ・ 「一号チ：一般廃棄物の焼却に伴う排出」と「一号リ：産業廃棄物の焼却に伴う排出」は残す。
- ・ CO<sub>2</sub>の項目に新たな区分として、「実測その他適切な方法によって得られる量」を追加する。
- ・ 「二号イ：ボイラーにおける燃料の使用に伴う排出」の木材及び木炭、「二号ツ：ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用に伴う排出」のLPGと都市ガスは残す。
- ・ CH<sub>4</sub>の項目に新たな区分として、「家庭用機器の使用に伴う排出」を追加する。
- ・ 「二号ナ：自動車の走行に伴う排出」及び「二号ム：船舶の航行に伴う排出」の項目は全て残す。
- ・ 自治体は農業試験場や直営の放牧場を所有しているため、農業関連の項目は残しておくべきである。
- ・ 基本的に廃棄物からの排出は残す。ただし、「二号メ：産業廃棄物の焼却に伴う排出」の「紙くず又は木くず」及び「廃プラスチック類」は従来から排出係数がゼロであったため、削除扱いとする。
- ・ 「三号イ：ボイラーにおける燃料の使用に伴う排出」のB重油はその項目を残すこととし、資料中の記述

を訂正する。

- ・ N2O は、CH4 と区分が似通っているため、基本的には CH4 と同様の扱いとする。
- ・ 麻酔剤は県立病院や市立病院等で用いられているため、「三号ケ：麻酔剤（笑気ガス）の使用に伴う排出」は残す。
- ・ HFCs の関連項目は、実態から判断した。「四号ト：自動車用エアコンディショナー使用時の排出」、「四号チ：自動車用エアコンディショナー廃棄時の排出」、「四号ヲ：噴霧器、消化器の使用又は廃棄に伴う排出」が存在する程度であり、それ以外は削除とする。
- ・ PFCs は政府及び自治体に排出実績が認められないため、全て削除とする。
- ・ SF6 は、電気機械器具の使用・点検・廃棄時に排出実績があるため、これらだけを残すことにする。

茅座長

- ・ 資料 1-2 について、算定区分の整理は項目を減らすことを目的としているのか。それとも、将来の排出を見込んで項目を残すという立場で改正区分を選んだのか。

坂口専門官

- ・ 改正区分は現在実績のあるものに限って選択している。今後排出の可能性がある区分はバスケットクローズとして扱い、実際に実績が現れた場合はその時点で区分を追加する。区分の更新は毎年可能である。

永田委員

- ・ 資料 1-1 では「政府及び地方公共団体が自らの事務及び事業からの温室効果ガス排出量を算定する場合」のみについて述べられているにも関わらず、同資料の「6. バスケットクローズについて」の 1 行目には「事業者」という記述されており、適用対象が分かりにくい。

坂口専門官

- ・ 誤記である。「政府、地方自治体及び事業者」との記述を「政府及び地方自治体」と訂正していただきたい。

森口委員

- ・ 永田委員の質問事項にも関連するが、資料 1-1 の「1. 背景」の「上記 及び の際に限られることになった。」という記述について、「」を削除すると理解してよいか。

坂口専門官

- ・ 法の規定上は「」で示された算定用途が残っているため、削除しない。

森口委員

- ・ 排出量の算定方法は、施行令で定められた方法が唯一のものではなく、その他の資料を参照することも可能である。しかし、従来の検討会報告がある程度認可されれば、様々な場面で使える係数として活用され得る。今回の施行令では の趣旨に合致した係数が示されることになるが、事業者から算定に用いるべき係数に関する質問が多数寄せられるという現状を考慮すれば、 に関連する係数についても何らかの形で資料提供すべきではないか。
- ・ 国家インベントリでも政府及び地方公共団体に関連する排出量算定でもない、事業者が使用するための算定方法についてどのような検討をされているのか確認したい。

内藤調整官

- ・ 現状では、事実上 は機能していない。
- ・ 「事業者について、その温室効果ガス排出量が相当程度多い」ことを実際に判定する場合、政府及び地方公共団体の事務・事業で使用されるような基本的な燃料の算定方法については今回の施行令に記述されるため、中小企業を始めとする多くの事業者はこれを用いて算定することが可能である。しかし、特殊な事業者にとっては、実態に応じた数値を用いた方が適切である。
- ・ 事業者が排出の実態を把握しようとする場合に、施行令で示された係数を流用するかもしれないが、全国平均の排出係数の使用には大きな疑問を感じる。というのも、排出削減に熱心な事業者は、除去技術や燃焼の改善によって排出量を抑えているにも関わらず、平均的な排出係数を用いることによって排出量が過大に評価されてしまうからである。逆に、排出削減に積極的でない事業者は、排出量が過少評価されてしまいかねない。こうしたことから、事業者が自主的に排出実態を把握する際は、実態に則した数値を用いた方が好ましいと考えている。
- ・ 排出係数の把握が困難な中小事業者等に対しては、インベントリの排出係数の一覧を周知することによ

て、一定の指針を与えたいと考えている。

茅座長

- ・今の説明では、資料の記述内容と若干異なる気がする。すなわち、資料 1-1 の「1. 背景」では「施行令第 3 条の算定方法を用いるのは、上記 及び の際に限られることになった」と記述されており、これを常識的に読めば、 の場合も同様の方法を用いなければならないと理解してしまう。
- ・資料 1-1 の「2. 温室効果ガスの総排出量の算定区分の一部削除」以降の記述内容は、あくまでも に適用されるものである。したがって、 については別の方法で行うということを記述する必要がある。

内藤調整官

- ・今回の施行令は を念頭において作成したものであり、その主旨の記述を加えたい。

森口委員

- ・の規定が施行令に盛り込まれた経緯は定かでないが、事業者が自主的に排出量を把握するという考えが背景にあるならば、法律の手続き上、 に関する排出係数を定めるべきではないか。
- ・例えば、専ら高炉ガスを燃焼する共同火力発電事業者が存在するが、副生ガスとコークスの排出量の配分について国が統一的な指針を提示しなければ、現場が混乱する恐れがある。

内藤調整官

- ・法律には、排出量が相当程度多い事業者に特段の取組みを促す規定があるが、「排出量が相当程度多い」ことを判断する具体的な基準は事実上定まっていない。
- ・「相当程度多い」ことを判断する基準、すなわち裾切りの判断は、決して網羅的に行う必要はない。仮に裾切りの判断を行う際にも、通常の燃料の排出係数を提示するとともに、バスケットクローズにおいてアジピン酸等の特殊燃料に関する情報が示されれば、即座に問題化することはない。ただし、 について今後具体的な指針の提示を行う必要が出てくれば、その時点で検討したい。

大島委員

- ・資料 1-1 の「4. 計算式の一部変更」について。地方自治体では、使用する燃料の削減量に目標値を定めて削減実行計画を策定しているが、実際に市民に公表しているのは燃料使用量に排出係数を乗じて算出した CO2 排出量である。本施行令でも燃料使用に関する排出量の算定式のみが記述されており、トータル排出量の評価に関する問題は依然として残るのではないか。また、ここで示された計算式が適用されるのは、「一号イ：燃料の使用に伴う排出」のみであり、それ以外は従来の算出方法を用いるという理解でよいか

坂口専門官

- ・その通りである。資料 1-1 の「4. 計算式の一部変更」は一号イのみに適用される。

茅座長

- ・計算式を一部変更する意義は、同じ燃料種の場合、発熱量ベースの炭素排出係数は安定しているが、質量・容量ベースの単位発熱量には大きなバラツキがあるため、新しい方法を用いた方がより正確な算定が可能となるからである。

坂口専門官

- ・IPCC ガイドラインでも新たな算定式が推奨されているため、今回の施行令改正に合わせてこれと整合させることになった。

永田委員

- ・資料 1-2 の p.5 の「四号ニ」及び「四号ホ」について、家庭用製品からの HFCs 排出を削除した理由は何か。
- ・同資料の同ページについて、「廃棄時の排出」は各種リサイクル法に基づき、自治体による排出として算定することにはならないのか。

坂口専門官

- ・家庭用製品からの HFCs 排出について実際に自治体にヒアリングしたところ、現状では排出されていないとの回答であったので、該当区分を削除した。ただし、将来的に冷凍空調調和機器等の廃棄に伴って HFCs が排出される時期になれば、実態に則して区分を追加するなどして対応したい。
- ・本施行令は、政府及び地方公共団体の事務・事業からの排出量を算定することを目的としている。また、各種リサイクル法に基づく破壊の考え方については、廃棄時の排出のうち、適切に回収・破壊されたものの量を除くということが施行令で規定されている。現状では破壊を行っている例が少ないため、排出係数

や充填量をもとに算定しているが、将来的には算定方法を見直す必要があるのではないかと考えている。

永田委員

- ・自動車リサイクル法等に基づいて自動車を廃棄した後の処理過程で発生する排出を算定対象とせず、独自に廃棄処理する際に発生する排出量のみを算定するならば、「四号チ：自動車用エアコンディショナー廃棄時の排出」は、地方自治体ではほとんど考慮しなくてもよいのではないかと。

坂口専門官

- ・実際のヒアリング結果から排出が若干認められるため、区分として残した。

宮沢東京都環境局総務部企画課課長補佐

- ・資料 1-1 の「6. バスケットクローズについて」に「なお、実測その他適切な方法の具体的な内容については、マニュアル等に示すこととする。」とあるが、「その他適切な方法」とは何を想定しているのか。
- ・下水汚泥の処理事業について、通常の焼却と高温焼却では N<sub>2</sub>O の発生量が大きく異なる。そこで、東京都では高温焼却による N<sub>2</sub>O 排出量の削減効果を実測に基づいて研究しているが、排出量の把握について実測以外に「適切な方法」があれば教えていただきたい。

坂口専門官

- ・「適切な方法」には、現行のインベントリで提示されている方法、すなわち活動量に排出係数を乗ずる方法が含まれる。この方法は、国際的に認められた排出係数を用いていけば、科学的根拠に基づいていると判断される。
- ・現行の規定では、科学的な知見に基づいて排出係数を求めることができる場合は、その値を用いることが許される。したがって、この規定に基づいて、独自に測定した排出係数を用いて下水汚泥の焼却に伴う N<sub>2</sub>O 排出を評価することもできる。

### 3. (2) 温室効果ガス総排出量の算定迅速化及び速報について

坂口専門官：資料 2 に基づき説明

- ・現在、日本の温室効果ガスのインベントリ及び総排出量の公表時期は、算定対象年度の翌々年度の 7 月頃となっている。UNFCCC 事務局へのインベントリ提出期限は 4 月 15 日であるため、日本の対応は 3 ヶ月程度遅れているのが現状である。COP/MOP1 では、締約国が締切後 6 週間経ってもインベントリを提出しない場合に京都メカニズムの参加要件を満たさないことが決定される予定であり、現状のままでは、日本は京都メカニズムへ参加できないことになってしまう。こうした現状を踏まえて、次回インベントリを作成する際は、集計に用いる各種統計の公表時期を前倒し、または速報の提出期限を遵守するように各省に働きかけていく。また、速報の提出が困難な統計については、暫定値の推計方法を検討する。さらに、現在の我が国のインベントリは会計年度ベースであるが、IPCC ガイドラインでは暦年ベースで作成することになっているため、使用する統計が暦年データに対応できるかどうかについて検討を行う。これら 3 つの方針に基づいて、次回インベントリ作成の迅速化を目指す方針である。
- ・本年 3 月に改正された地球温暖化対策推進大綱では、京都議定書の目標達成に向けて定期的に対策の進捗状況や排出状況等を評価し、必要な追加的対策・施策を講じていくステップ・バイ・ステップアプローチを採用している。排出状況の評価する場合は、できる限り直近の対策進捗状況を反映しなければならず、最新の排出量データを得る必要がある。最新の排出データとしてインベントリに基づくデータを用いることも考えられるが、算定対象期間から相当遅れて提出されるため、進捗状況判断の材料としては古すぎる。具体的には、2005 年から始まる大綱第 2 ステップに向けて第 1 ステップの見直し作業を 2004 年後半から開始しても、この時点で提出されているインベントリ確定値は 2002 年のデータであり、見直し作業には第 1 ステップの対策効果がほとんど反映されなくなってしまう。こうしたことから、インベントリの迅速化作業とは別途、速報値を公表できる体制を構築したいと考えている。2004 年の夏頃には 2003 年の速報値を公表したい。速報値の算定方法の検討については、月報値の集計、関連指標の解析、トレンドによる推計が考えられ、統計データが提出された時点から評価を開始し、半年程度の期間で速報値を出したいと考えている。こうした速報値を用いることによって、第 1 ステップの見直し作業では、第 1 ステップの半期間程度の実状を反映できることを期待したい。

茅座長

- ・速報値発表の可否は、総合エネルギー統計の公表時期に大きく依存する。資料 2 裏面の「速報値算定のイメージ」で示されたスケジュールに間に合うように、総合エネルギー統計の公表時期を早めることは可能か。

坂口専門官

- ・現行のインベントリでは全面的に総合エネルギー統計を使用しているが、スケジュールに間に合うような公表時期の前倒しは不可能であると考えられる。
- ・総合エネルギー統計の代替手段としては、石油等消費動態統計年報等を駆使してデータを算出する方法が考えられる。石油等消費動態統計年報では、約 3 ヶ月遅れで月報が提出されており、網羅的なデータではないもののエネルギー多消費産業が対象となっている。

茅座長

- ・速報値と言えども、公表されれば、日本の公的なデータとして扱われる可能性がある。速報値と確定値の間に値のズレが生じた場合は、どのように説明するのか。

坂口専門官

- ・速報値は UNFCCC 事務局に提出するわけではない。しかし、政府として公表すれば、値のズレに対して様々な懸念が生じることは理解できる。速報値を発表する際に値のズレが発生する可能性を説明するとともに、できる限りズレを最小化するように努力することによって、解決を図りたい。

茅座長

- ・UNFCCC 事務局へ提出した値を、後に修正することは可能か。

坂口専門官

- ・あくまでも UNFCCC 事務局に提出するのは確定値であり、速報値ではない。確定値と速報値の間にズレが発生することは仕方がないと考えられる。

西岡委員

- ・廃棄物関連の統計などは公表時期が遅いため、4 月 15 日時点の確定値であっても値の流動性は残ってしまう。提出後の修正は可能か。

坂口専門官

- ・期間には限られているが、若干の修正は可能である。また、2007 年 1 月までは過去の数値を修正することができる。

#### 4. (3) その他

瀧口課長補佐：参考資料 1 に基づき説明

- ・参考資料 1 の「京都議定書の発効要件」について、京都議定書の発効要件は「 55 ヶ国以上の国が締結」すること、及び「締結した附属書 国の 1990 年における二酸化炭素の合計排出量が、全附属書 国の合計排出量の 55% 以上」を占めることであり、両方の条件を満たしてから 90 日後に発効することが定められている。
- ・現在、97 ヶ国と欧州共同体が締結しており、 の要件は既に満たしている。一方、 の条件を満たすためには、さらに 1990 年における CO2 排出割合が 17.6% を占める先進国の締結が必要となる。未批准国のうち、ポーランドとニュージーランドは国内手続きを終えており、カナダは年内に締結する予定である。また、ロシアは年内に政府内部の作業を終えて、来春以降に締結することが見込まれている。したがって、京都議定書は来年中には発効する見通しである。

瀧口課長補佐：参考資料 2 に基づき説明

- ・8 月末から 9 月上旬にかけて、南アフリカのヨハネスブルグにおいて持続可能な開発に関する世界首脳会議が開催された。
- ・参考資料 2 の「1. 概観、(3) 成果」について、会議では「実施計画」と持続可能な開発に関するヨハネスブルク宣言の採択という 2 つの大きな成果が得られた。
- ・京都議定書関連では、日本が調整役を務めることによって、実施計画文書の中に「京都議定書の発効に向けてそのタイムリーな締結を強く求める」という記述が盛り込まれることになった。また、本会議の開催に合わせて中国・インド・ブラジルが京都議定書に締結し、ロシアやカナダの首脳が議定書締結に向けて

前向きな発言をするなど、京都議定書に関して大きな前進があった。

瀧口課長補佐：参考資料 3 に基づき説明

- ・ 10月23日から11月1日にかけて、インドのニューデリーにおいて COP8 会合が開催された。
- ・ COP7 までは京都議定書の運用ルールについて交渉が行われたが、COP8 会合では気候変動問題に対する取組みの現状と将来に関する議論が大きなテーマになった。
- ・ 参考資料 3 の「1. 全体の概要、(3)」について、COP8 の閣僚級会合ではデリー宣言が採択され、「(イ) 京都議定書のタイムリーな締結を強く求めるとの文言」、「(ロ) 先進国・途上国ともに排出削減を進めており、排出削減は適応とともに高い優先性を有すること」、「(ハ)(途上国を含む) 各国は排出削減のための行動に関する非公式な情報交換を促進すべき」という文言が盛り込まれた。
- ・ COP8 会合では、第 1 約束期間以降の途上国の扱いが問題になった。途上国側が、温室効果ガスの増加を招いたのは先進国の責任であり、引き続き先進国が対策を講ずるべきであると主張し、議論は一時平行線を辿った。しかし、その後の議論の進展から、(ハ)の記述の通り、途上国を含めて排出削減のための行動に関する非公式な情報交換を促進していくことになり、将来に向けて小さな窓が開かれることになった。
- ・ 参考資料 3 の「1. 全体の概要、(4)」について、COP8 会合では、今年の COP7 で積み残された課題について、京都議定書に基づく報告・審査ガイドラインが策定され、CDM の手続きについて整備されるなど、京都議定書の実施に向けて進展があった。
- ・ 各国は、インベントリ・将来予測・各種対策の効果の計算方法や報告が京都議定書を履行するうえでの基礎になることを認識しており、これらに対する長期的な取組みに関する議論を続けることが合意され、2・3年後に何らかの結論を出すことが決まった。

茅座長

- ・ 排出源 CDM として認められる事業の範囲について議論されているのか。
- ・ 例えば、火力発電の燃料を石炭から天然ガスへ転換する事業は対象に含まれるのか。

瀧口課長補佐

- ・ 議論は進んでいる。石炭から天然ガスへの転換事業は CDM として認められる。
- ・ 温室効果ガスの削減効果が認められれば、CDM 事業の対象となりうる。
- ・ CDM に関して最も大きな問題はベースラインの設定方法である。現在、CDM 理事会の専門家パネルにおいて、それに関する検討が行われている。

清水課長：参考資料 4 に基づき説明

- ・ 地球温暖化対策税制が、地球温暖化対策推進大綱において総合的な検討対象と位置付けられた。また、中央環境審議会の地球温暖化対策税制専門委員会中間報告では、2002 年～2004 年の第 1 ステップにおいて既存税制のグリーン化を推進し、2005 年以降の第 2 ステップでは第 1 ステップを見直した上で必要であれば本格的な地球温暖化対策税制を整備することが明記された。
- ・ 8月28日の経済財政諮問会議において、平沼経済産業大臣がエネルギー政策の見直しについて言及した。その内容は、エネルギー特別会計の歳出歳入構造の組み替えであり、具体的には、石炭への課税、エネルギー特別会計のグリーン化、グリーン化に際する省際協力である。これを出発点とし、政府内ではエネルギー政策の見直しを様々な形で推進することとなった。
- ・ 参考資料 4 の「エネルギー政策の見直しについて」は、11月15日の経済財政諮問会議において環境大臣と経済産業大臣が共同で提出した資料である。また、その次のページ以降にある署名入りの文書は、経済財政諮問会議直前の会談で合意された共同声明である。この声明には、「4.」に「経済産業省と環境省が、エネルギー政策の見直しのこのタイミングを逃さずに、地球温暖化対策推進大綱に定められた 2004 年までの第 1 ステップの取組を強化するため、新たな連携と協力を開始することとした。」、「5.」に「新規の事業メニューを含むエネルギー使用に伴う二酸化炭素の排出抑制に役立つエネルギー関連施策を、新たに環境省も参加した上で、強力に展開する」という記述が盛り込まれた。また、「6.」について、「両省の担当局長クラスが参加する「エネルギー政策・環境政策連携会議」を設置する」ことが決定された。

茅座長

- ・ 参考資料 4 の共同声明の「5.」に「省エネルギーや代替エネルギーに係る技術等を開発し、…」とあるが、予算措置の上で経済産業省と共同で実施するという理解でよいが。

清水課長

- ・ 具体的にはその方針になる。

茅座長

- ・ 本検討会の全ての議論を通して質問はないか。

森口委員

- ・ 特別会計に関する環境省と経済産業省の共同の取組について紹介があったが、本日の議論に関連して、エネルギー統計分野でも両省の連携強化を図っていただきたい。

坂口専門官

- ・ これまでも協力要請を行っているが、今後その強化を図っていきたい。

平田委員

- ・ 今回の改正施行令は、ともすれば事業者の排出削減に対する自主努力を無視しかねない記述になっている。したがって、事業者の排出削減努力を怠るような誤解を与えないように注意していただきたい。

内藤調整官

- ・ 非常に重要なご指摘である。政令を参考に自主的取組を進めている事業者の存在を念頭におきながら、周知徹底に努めたい。

永田委員

- ・ 事業内容が同じであっても、排出係数が異なる場合がある。今後算定方法を示したマニュアル等を整備する際は、これに関する記述には充分注意していただきたい。

内藤調整官

- ・ 民間事業者が全国平均の排出係数を用いると、排出削減努力を推進している事業者を正確に評価できず、逆にそれを怠っている事業者の実態を隠してしまうことになる。これは、地球温暖化対策にとってディスインセンティブとなる。したがって、事業者の自主的算定に対して、その方法を詳細に提示したいと考えている。

茅座長

- ・ 統計データの暦年化は地球温暖化対策に関わらず様々な場面で要求される課題であり、その解決策を考えなければ、同じ事態の繰り返しになってしまう。この解決策を検討するような動きはないのか。

坂口専門官

- ・ 国際的には、年度値を用いている日本はイレギュラーとして認識されているが、現在のところ、暦年値と年度値に関する検討の動きは見当たらない。今後、全体的かつ総合的に考える必要がある。

茅座長

- ・ 日本の他に、年度値を用いて問題を起こしている国はないのか。

坂口専門官

- ・ オーストラリアが、7月 - 6月の会計年度値を用いている。

森口委員

- ・ 環境省が直接所管する統計は極めて少なく、本検討会に関連する作業も他省庁の統計に大きく依拠している。この構造が変わらない限り、統計に関する問題の解決は不可能であり、環境省から総務省等に対して基礎統計に関する意見を提出する等の働きかけが必要なのではないか。

坂口専門官

- ・ 本日の議題は、基本的にこの場で了承を頂いたものとして考える。
- ・ 次回検討会の日程は未定であるが、インベントリの提出期限が4月15日であるため、年明けのしかるべき時期にインベントリの中身について議論する予定である。

茅座長

- ・ 以上で、平成14年度第3回温室効果ガス排出量算定方法検討会を閉会する。

(以上)